

## 設備投資促進資金融資の利用方法

### 設備投資促進資金融資

- 1 目的  
市内中小企業者の設備投資に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする。
- 2 融資対象者
  - ・市内において、1年以上同一事業を営んでいる者で設備投資を行う者
  - ・納期の到来している市税を完納している者
  - ・借入計画が適当である者
- 3 資金使途 **設備資金**  
※対象外となる資金使途  
運転資金（設備資金との併用も不可）  
賃貸用不動産及びその付随施設の購入、建築、修繕費用  
土地取得費用  
信用保証協会が設備資金として認められない物
- 4 融資限度額 1企業 3,000万円以内
- 5 融資期間 10年以内
- 6 融資利率 10年以内 年1.5%以内（固定金利）
- 7 信用保証 **必ず信用保証を付する**
- 8 返済方法 分割返済 ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。
- 9 保証人及び担保 福島県信用保証協会の定めるところによる
- 10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）
  - ・ 融資申請書（第1号様式）
  - ・ 登記簿謄本(法人)又は住民票(個人)
  - ・ 納税証明書
  - ・ 許認可等を必要とする業種はその許認可証の写又は所得見込を証するもの
  - ・ 事業計画書(代表者の略歴・事業実施体制・事業実施計画・収支計画等)
  - ・ 見積書等
  - ・ その他必要書類
- 11 補助制度  
信用保証料補助（35万円限度）が適用されます。

#### 1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

#### 2 融資実行

要件が合致していることを確認したうえで融資を実行してください。  
福島県信用保証協会の保証を必ず付与してください。  
保証制度については、指定はありません。

#### 3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- （1）須賀川市中小企業振興資金融資申込書（写）
- （2）須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- （3）補助金用交付請求書
- （4）須賀川市税の納税証明書（写）
- （5）信用保証書（写）

※設備投資の内容が不明瞭な場合、当該設備の見積書及び領収書を提出していただく場合があります。